

日本語教育人材の養成・研修実態調査について（案）

1. 調査の目的

日本語教員の養成については、留学生の増加を契機として、昭和60年に文部省が「日本語教員の養成等について」を取りまとめ、日本語教員の養成のための標準的な教育内容が示された。その後、大学等における教育・研究の進展、定住外国人の増加や日本語学習者の増加、学習需要の多様化、日本語教員の活動場面の拡大等を踏まえ、平成12年に文化庁において「日本語教育のための教員養成について」を取りまとめ、日本語教員養成の新たな教育内容（以下、「平成12年教育内容」という。）が示された。

しかし、「平成12年教育内容」も既に16年が経過しており、その間、在留外国人は急激に増加し、その在留目的も様々で日本語教育を取り巻く環境は大きく変化している。日本語教育に携わる人材の活動場面はますます多様化しており、また、日本語教員のみならず、日本語教育コーディネーター、日本語指導補助者など様々な役割で関わっている方たちも増えてきている。

そこで、文化審議会国語分科会日本語教育小委員会では、様々な活動分野や役割ごとの日本語教育人材に求められる資質・知識・能力を整理し、それに応じた教育内容を示すことを目指し審議を行っているところであり、そのための基礎資料として、日本語教育人材の養成・研修の状況を把握するための調査を実施するものである。

2. 調査の対象

日本語教育人材の養成・研修を実施している機関（100団体程度）
 ＜主な対象機関＞

- ・国際交流基金等、日本語教育人材の海外派遣実施機関
- ・大学、大学院、短期大学
- ・日本語教員養成講座（通学・通信）
- ・地方公共団体及び国際交流協会
- ・就労準備（就職）のためのビジネス日本語研修実施機関
- ・技能実習生に対する日本語指導者研修実施機関
- ・専門日本語教育機関（日本語教育学会・国際日本語普及協会・日本語教育振興協会など）
- ・日本語教育能力検定試験等の試験実施機関
- ・NPO 法人や任意団体

3. 調査の方法

- ・調査表による回答方式及びカリキュラム等参考資料の提出

4. 調査の内容

（1）日本語教育人材の養成・研修の概要

- ・活動分野別に求められる日本語教育人材の資質・能力
- ・教育機関で実施する養成・研修プログラムの概要
 - 対象（受講資格）、受講期間、カリキュラム内容、時間数、受講方法（通学・通信）
 - 教育実習の有無、方法
- ・「日本語教員養成の教育内容（平成12年）」の該当部分及び該当しない新たな教育内容

（2）評価方法、講座の修了要件、認定方法

（3）講座を担当する講師の資格要件・採用時の選定基準

（4）養成・研修における課題

5. 調査のスケジュール

- 10月中 調査票 確定
- 11月上旬 調査票 配布
- 12月末 調査票 提出締切
- 1月～2月 集計・分析